

三

ICHI-GCP

J-GCP	ICH-GCP
<p>5 実施医療機関の長は、実施医療機関等設置治験審査委員会が実施中の治験の性能審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し(治験の中止又は中断を含む。)の決定を下し、その旨を通知してきた場合には、これに基づく実施医療機関の長の指示、決定を、実施医療機関等設置治験責任医師及び治験依頼者に、取消しに際しては、自ら治験を実施する者に、遅やかに通知するものとする。また、実施医療機関の長は、実施医療機関においては自ら治験を実施する者に、遅やかに通知するものとする。また、実施医療機関の長は、実施医療機関等設置治験審査委員会の決定においては治験責任医師及び治験依頼者に、自ら治験を実施する者による治験における治験者による治験者に、文書で詳細に説明しなければならない。</p> <p>8 第6項に規定する文書による通知については、自ら治験を実施する者に、文書で詳細に説明する。この場合において、「実施医療機関の長」と、「実施医療機関の長」とあるのは、「実施医療機関の長」と、「担当項目なし」とあるのは、「治験の依頼をしようとする者」又は「治験依頼者」と読み替えるものとする。</p>	

J-GCP	ICH-GCP
<p>第31条 第1項又は第8項の規定により意見を聞いた実施医療機関等設置治験審査委員会が、治験の依頼を受け、又は治験の実施を承認してはならない。</p> <p>＜第1項＞</p> <p>1 実施医療機関の長は、第30条第1項又は第8項の規定により意見を聞いたいざれかの治験をすることはできない。治験の依頼を受けてはならぬ。</p> <p>2 対加医療機関等設置治験審査委員会又は第三者治験審査委員会が治験を行なうことが適切でない旨の意見を述べたときは、対加医療機関の長は、自ら治験を実施する者による治験の実施を承認してはならぬ。</p> <p>2 対加医療機関は、第31条第1項又は第2項の規定により意見を聞いた実施医療機関等設置治験審査委員会が、治験を継続して行なうことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の契約を解除し、又は治験を中止しなければならない。</p> <p>＜第2項＞</p> <p>1 対加医療機関の長は、第31条第1項又は第2項の規定により意見を聞いた実施医療機関等設置治験審査委員会が治験を継続して行なうことが適当でない旨の意見を述べたときは、治験の继续を了承することはできぬ。すなわち、治験の契約を解除しなければならぬ。</p> <p>2 対加医療機関等設置治験審査委員会が治験を継続して行なうことが適切でない旨の意見を述べたときは、対加医療機関の長は、自ら治験を実施する者による治験の実施を中止させることが求められる。</p> <p>3 対加医療機関の長は、第31条第4項の規定により意見を聞いた実施医療機関等設置治験審査委員会が、当該実施医療機関において当該治験が適切に行われていなかった旨の意見を述べたときは、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>＜第3項＞</p> <p>1 対加医療機関等設置治験審査委員会が、当該治験が適切に行われていない旨又は適切に行われていかなかった旨の意見を述べたときは、対加医療機関は、治験を中止させることを含め、必要な措置を講ずることが求められる。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>参考 4.4.1 治験責任医師／治験実施医療機関は、治験開始前に、治験実施計画書、同意文書（及びその最新版）及びその他の被験者への説明文書並びに被験者の募集手順（広告等）について、治験審査委員会から、日付入り承認文書を得なければならない。</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第34条 治験審査委員会を設置した者は、第28条第2項に規定する手順書及び委員名簿、第30条第2項、第6項目及び第9項目による契約に関する資料、第32条第1項各号に掲げる資料、同条第2項に規定する資料、第40条第1項から第4項までの規定による実施医療機関等設置治験審査委員会及び専門治験審査委員会に対する通知並びに治験審査委員会の会議の記録を施設医療品についての製造販売の承認を受けた日(第24条第3項又は第26条の10第3項に規定する通知を受けたときは、通知を受けた日)又は治験の中止若しくは終了の後3年を経過した日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。</p> <p>1 治験審査委員会の設置者は、手順書、委員名簿(委員の職業資格及び所属を含む。)、第30条第2項、第6項目及び第9項目の規定による契約書、第32条第1項各号に掲げる提出された資料、第32条第2項等の規定による専門治験審査委員会及び専門治験審査委員会への通知並びに会議の記録を、1)又は2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。ただし、治験依頼者又は自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について是示できるようにしておかなければならぬ。</p> <p>1) 当該被験薬にかかる製造販売承認日(第24条第3項又は第26条の10第3項の規定により、開発を中止した又は臨床試験の試験成績に関する資料が申請書に添付されないことを決定した旨の通知を受けた場合はその通知を受けた日)</p> <p>2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日</p>	<p>該当項目なし</p> <p>3.4 記録 治験審査委員会は、業務手順書、委員名簿、委員の職業、委員会は、業務手順書及び書類、会議議事録及び書類等の全ての関連する記録を、治療終了後少なくとも3年間保存し、規制当局の要請に応じて提示できるようにしておかれなければならない。 治験審査委員会は、治験責任医師、治験責任看護師又は規制当局から、その業務手順書及び委員名簿の提示を求められる場合がある。</p>

J-GCP	ICH-GCP
第35条 実施医療機関は、次に掲げる要件を満たしていかなければならない。 1) 十分な臨床検査及び治療設備を有することができるること。 2) 急患に対する必要な措置を講じることができるること。 3) 実施医療機関監査委員会が設置されていること(第27条ただし書の場合を除く。)。 4) 治験責任医師等、薬剤師、看護師その他の治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていること。	該当項目なし
1) 実施医療機関は、十分な臨床検査及び治療設備を有することができる、かつ、緊急時に必要な措置を探ることができます。 2) 急患に対する必要な措置を講じることができる。 3) 実施医療機関監査委員会が設置されていること(医療機関が小規模であること、医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する場合を除く。) 4) 当該治験を安全に、かつ、科学的に実施するための設備が備わっていること。 5) 治験薬理者が治験薬の性質及び治験実施計画書を理解し、当該治験薬の適切な保管、管理及び調剤等を実施する準備が十分揃っていること。	以下参照 該当項目なし
4.2.3 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。	該当項目なし
4.3.2 治験責任医師／治験実施医療機関は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じて、治験に関することを保証するものとする。治験責任医師／治験実施医療機関は、これらの配録が保存義務期間中に紛失には、被験者にその旨を伝えなければならない。	該当項目なし
4.6.1 治験実施施設における治験薬の管理責任は、治験責任医師／治験実施医療機関が負うものとする。	該当項目なし
4.9.4 治験責任医師／治験実施医療機関は、「治験実施のための記録文書」(第8章参照)及び適用される規制要件を遵守して治験に関する文書を保存するものとする。治験責任医師／治験実施医療機関は、これらは配録が保存義務期間中に紛失又は削除されることがないよう措置を講じなければならない。	該当項目なし
4.2.3 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。	該当項目なし
2) 「治験責任医師等、薬剤師、看護師その他の治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員」とは、治験に直接関与する治験責任医師等及び治験協力者のみを限定的に指すものではないこと。必要な人員が十分に確保されない場合には、治験を実施する場合においては、治験責任医師等及び治験協力者のうち少なくとも1名が常に在籍するものであることを、治験の内容等に応じて得ること。 5) 記録等の保存を適切に行い得ること。	該当項目なし

J-GCP

ICH-GCP

第36条 実施医療機関の長は、治験に係る業務に關する手順書を作成しなければならない。

2 実施医療機関の長は、当該実施医療機関における治験がこの省令、治験実施計画書、自ら治療を実施する者が治験を依頼する場合においては第15条の7第1項第5号から第11号までに規定する文書及び前項の手順書に従つて適正かつ円滑に行なわれるよう必要な措置を講じなければならない。

<第1項><第2項>

1 実施医療機関の長は、治験の実施に必要な手続きについて文書により定めるものとする。「治験に係る業務」は、治験依頼者が治験を依頼する場合における手順書」は、実施医療機関ごとに定められるべきである。なお、この手順書は個々の治験ごとに作成する必要性なく、治験に係る業務が恒常的に又は均質にかつ適正に実施されるよう標準的な手順を定めたものであること。

2 「必要な措置」には、実施医療機関における治験分担医師及び治験協力者の指名、実施医療機関において適切な情報伝達を行わせること等が挙げられる。

1) 治験責任医師が治験機関が治験協力者に分担させること、治験分担医師及び治験協力者を指名するものとす(第43条第1項参照)。実施医療機関の長は、指名した治験分担医師及び治験協力者のリストを治験責任医師及び治験依頼者による治験においては治験依頼者に提出するとともに、その写しを保管しなければならない。

2) 実施医療機関の長は、治験期間を通じて、治験依頼者による治験においては自ら治験を実施する者から、追加、更新又は改訂された当該文書が提出された場合には改訂された当該文書を送り、治験依頼者による治験を実施する者から、追加、更新又は改訂された当該文書を提出しなければならない。

3) 治験責任医師は、実施医療機関等設置治験審査委員会又は第三者治験審査委員会が治験の実施を承認し、又は何らかの修正を経た後(第32条第2項及び第7項参照)、その指示、決定に従つて治験を開始しなければならない。

4) 治験責任医師は、実施医療機関等設置治験審査委員会が実施中の治験の進捗を承認し、又は何らかの修正を経た後(第32条第6項及び第7項参照)、その指示、決定に従つて治験を継続しなければならない。

5) 治験責任医師は、実施医療機関等設置治験審査委員会が実施中の治験の進捗を承認した事項を取消し(治験の中止又は中断を含む。)これに基づく実施医療機関の長の指示、決定が文書で通知された場合には(第32条第6項及び第7項参照)、その指示、決定に従つて治験を継続しなければならない。

6) 実施医療機関の長は、治験の依頼をしようとする者は治験依頼者から次の文書の入手を求める旨の申し出があつた場合には、これに応じなければならない。

参考

4.4.1

治験責任医師／治験実施医療機関は、治験開始前に、治験実施計画書、同意文書(及びその最新版)及びその他の治験依頼者への説明文書並びに被験者の募集手帳(広告等)について、治験審査委員会から、日付入り承認文書を得なければならない。

(a) 治験責任医師／治験実施医療機関が審査を下記した治験審査委員会の名稱と所在地

5.11.1

治験依頼者は、治験責任医師／治験実施医療機関が承認した文書を入手しなければならない。

(b) 治験審査委員会がGCP及び適用される法規等に従つて組織され、活動している旨を、治験審査委員会が自ら承認した文書

(c) 治験審査委員会の承認の記録並びに、治験依頼者が要求する場合には最新の治験実施計画書、同意文書及びその他の被験者への説明文書、被験者の募集手帳、治験依頼者へ提出した文書と補足に開示した文書及び治験審査委員会から要求されたその他の書類の最新版

32条第1項参照)

イ) 治験の依頼をしようとする者は、実施医療機関等設置治験審査委員会又は第三者治験審査委員会並びにその他の手順について、何らかの修正を条件に治験の実施を承認した場合、治験審査委員会は、治験審査委員会が治験実施計画書、同意文書及びその他の被験者への説明文書並びに(又は)その他の手順の修正などを継続する前に、実施医療機関等設置治験審査委員会の修正を承認した場合には、治験実施医療機関から治験審査委員会が承認した修正の文書及びその他の手順の日付を入手しなければならない。

(ウ) 治験の依頼をしようとする者は、実施医療機関等設置治験審査委員会が治験の実施を承認した場合、治験審査委員会の児本、説明文書並びにその他の手順について、何らかの修正を条件に治験の実施を承認する前に、実施医療機関等設置治験審査委員会の修正を記した日付入り承認文書の写し及びこれに基づいて、当該治験機関の長の指示、決定の文書を入手しなければならない。

(エ) 治験の依頼をしようとする者は、実施医療機関等設置治験審査委員会の日付入り承認文書の写し及びこれに基づいて、当該治験機関の長の指示を記した日付入り承認文書の写し及びこれに基づいて、同規定を準用する。

参考

4.4.1 治験依頼者は、治験審査委員会が治験実施医療機関は、治験開始前に、治験実施計画書、同意文書（及びその最新版）及びその他の手順の修正を条件に承認した場合に、治験依頼者が要求する支払と補償に際しては、治験審査委員会から、日付入り承認文書を得なければならない。

該当項目なし

4.4.2 治験依頼者は、治験審査委員会が治験実施医療機関は、治験手順（広告等）について、治験依頼者が要求する支払と補償に際しては、治験審査委員会から、日付入り承認文書（及びその最新版）及びその他の手順の修正を記した日付入り承認文書、被験者の募集手続き、被験者に対する支払と補償に際しては、治験依頼者が承認した修正の文書及びその他の手順の最新版

該当項目なし

5.11.1 治験依頼者は、治験審査委員会が治験実施計画書、同意文書及びその他の被験者への説明文書並びに（又は）その他の手順を修正など、治験に係る何らかの変更を条件に承認した場合には、治験実施医療機関から治験依頼者への説明文書、被験者の募集手続き及びその他の手順の最新版

該当項目なし

5.11.2 治験依頼者は、治験審査委員会が治験実施計画書、同意文書及びその他の被験者への説明文書並びに（又は）その他の手順を修正など、治験に係る何らかの変更を条件に承認した場合には、治験実施医療機関から治験依頼者への説明文書及びその他の手順の最新版

該当項目なし

5.11.3 治験依頼者は、治験審査委員会が治験実施医療機関から、治験審査委員会におけるあらゆる再審査の承認に関する記録と日付及び承認の取消又は保留に関する記録と日付を入手しなければならない。

該当項目なし

①) 実施医療機関の長は、自ら治験を実施しようとする者又は自ら治験を実施する者から次の文書の入手を求める旨の申し出があつた場合には、これに応じなければならない。
 ア) 自ら治験を実施しようとする者は、実施医療機関等設置治験審査委員会又は第三者治験審査委員会が治験の実施を承認した場合には、当該治験審査委員会が自ら承認した治験実施計画書を提出する前に、実施医療機関の長から次の文書を入手しなければならない。
 ブ) 実施医療機関等設置治験審査委員会又は第三者治験審査委員会が本基準に従って組織され、活動している旨を記された文書

②) 実施医療機関等設置治験審査委員会が自ら承認した文書又は第三者治験審査委員会又は第三者治験審査委員会が治験実施を承認した場合には、何らかの修正を条件に治験の実施を承認した場合の修正の文書（第32条第1項参照）

③) 実施医療機関の長の指示、決定の文書、症例報告書の見本、治験実施計画書、症例報告書の見本等の文書及びその他の文書並びにその他の手順について、何らかの修正を条件に治験の実施を承認した場合には、実施医療機関の長から、当該治験審査委員会の修正条件を記した文書を入手しなければならない。ア)

イ) 自ら治験を実施しようとする者は、実施医療機関等設置治験審査委員会の日付入り承認文書の写し及びこれに基づく承認文書、症例報告書の見本、説明文書並びにその他の手順の修正を条件に治験の実施を承認した場合には、同規定による治験の実施を承認する前に、実施医療機関の長から、当該治験審査委員会の修正条件を記した文書を入手しなければならない。ア)

ウ) 自ら治験を実施した場合には、実施医療機関等設置治験審査委員会の日付入り承認文書の写し及びこれに基づく承認文書、症例報告書の見本、説明文書並びにその他の手順の修正を条件に治験の実施を承認した場合には、同規定による治験の実施を承認する前に、実施医療機関の長から、当該治験審査委員会の修正条件を記した文書を入手しなければならない。ア)

エ) 自ら治験を実施する者は、実施医療機関の長から、実施中の治験に関する全ての経緯文書の写し又は既に承認した

開等設置治験審査委員会の日付入り承認文書の写し、修正条件を記した日付入り承認文書の写し及びこれに基づく実施医療機関の長の決定の文書を入手しなければならない。ア)に規定するその他の文書の入手については、同規定を準用する。

エ) 自ら治験を実施する者は、実施医療機関の長の決定の文書を含む。）に規定するその他の文書の入手については、同規定を準用する。

J-GCP	ICH-GCP
8) 実施医療機関の長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上の問題となる会員での有害事象に対することを保証するものとします。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければなりません。	4.3.2 治験責任医師／治験実施医療機関は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上の問題として十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとします。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となつたことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければなりません。
9) 実施医療機関の長は、自ら治験を実施する者が治験を実施する場合においては第15条の7第1項第5号から第14号までに規定する文書及び手帳に適正かつ円滑に行われるよう必要かつ適切に指置を講ずることとが求められます。なお、「必要な措置」には、実施医療機関において治験分担医師及び治験協力者と等が挙げられる。	該当項目なし
3 実施医療機関の長は、被験者の認定の保全が担保されるよう必要な措置を行わせることと等が挙げられます。	該当項目なし
1 実施医療機関の長は、被験者の被験の保全が担保されるよう必要な措置を講じなければならない。法第80条の2第10項の規定により、自ら治験を実施する者が、モニタリング、監査の際に得た被験者の秘密を漏らしてはならない旨及びこれらの地位にあつた者についても同様である旨を含むこと。	該当項目なし

J-GCP	ICH-GCP
<p>第37条 第37条 治験機関の長は、治験依頼者が実施し、又は自ら治験を実施する者が実施させせるモニタリング及び監査並びに監査委員会及び専門治験審査委員会にあっては、第30条第4項の規定により意見を聞く場合に限る。以下「実施医療機関等設置治験審査委員会等」という。)並びに第三者治験審査委員会(同条第8項の規定により意見を聞く場合に限る。以下同じ。)による調査に協力しなければならない。</p> <p>2 実施医療機関の長は、前項のモニタリング、監査又は調査が実施される際には、モニター、監査担当者又は実施医療機関等設置治験審査委員会等及び第三者治験審査委員会の求めに応じ、第41条第2項各号に掲げる治験に関する記録を閲覧に供しなければならない。</p>	<p>該当項目なし</p>
<p><第1項><第2項></p> <p>1 治験機関の長は、治験依頼者によるモニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れ、協力しなければならない。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。なお、実施医療機関の長は、これらによる調査が適切かつ速やかに行われるよう協力することが求められる。</p> <p>(注1) モニタリングには、治験の実施を開始する前に、実施医療機関及び治験責任医師等が治験を適切に実施するのに求められる要件を満たしているか否かを確認することが含まれる。</p> <p>(注2) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局の受け入れ、協力しなければならない。治験依頼者は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない(第42条参照)。なお、治験責任医師は、これらによる調査が適切かつ速やかに行われるよう協力することが求められる。</p> <p>2 実施医療機関の長は、自ら治験を実施する者の指定するモニタリング、監査並びに治験審査委員会及び規制当局による調査を受け入れ、協力しなければならない。なお、実施医療機関の長は、これらによる調査が適切かつ速やかに行われるよう協力することが求められる。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>4.1.4 治験責任医師／治験実施医療機関は、治験依頼者によるモニタリング及び監査並びに規制当局による調査を受け入れなければならない。</p> <p>4.9.7 治験責任医師／治験実施医療機関は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第38条 対施医療機関の長は、治療に係る業務に関する事務を行いうを委託しなければならない。</p> <p>1 「治療機関の長」は、治療の実施に係る事務及び手順書を行う者を指定し、又はその組織を設けるものとする(以下「治療事務局」という)。</p> <p>2 「治療に係る業務に関する事務」とは、実施医療機関の長の指示により、以下にあげる実施医療機関設置治験審査委員会又は第27条第1項第1号に掲げる他の医療機関の長と共同で設置した治験審査委員会の委員の指名に関する業務、治療の実施の手順書きに関する業務、治験の実施に必要な手順書を作成すること等である。</p> <p>3 治験審査委員会又は第27条第1項第1号に掲げる他の医療機関の長と共同で設置した治験審査委員会の委員の指名に関する業務</p> <p>4 治験の契約に係る手続書き等の業務</p> <p>5 治験の実施に必要な手順書を作成すること。</p> <p>6 治験審査委員会の審査の対象となる文書(第32条第1項及び第2項参照)及びその他の通知又は報告が、治験依頼者又は治験責任医師から実施医療機関の長に提出された場合には、それらを当該治験審査委員会、治験依頼者又は治験責任医師に提出すること。</p> <p>7 治験の実施に必要な手順書を作成すること。</p> <p>8 治験の実施に必要な文書が追加、更新又は改訂された場合には、当該文書が当該治験審査委員会の指揮、決定に開示する通知文書を作成し、治験責任医師及び治験依頼者に伝達すること。</p> <p>9 記録の保存(治験審査委員会専用部屋を兼ねる場合には、第34条に定める記録を含む。)</p> <p>10 その他治験に關する業務(治験の実施に必要な事務及び文書。例えば、実施医療機関内の治療に關する部門との連絡、治験責任医師等の履歴書等の整理、治験依頼者への文書の發送等が該當する。)</p> <p>11 治験事務局は、実施医療機関の長により設置される治験審査委員会事務局を兼ねることができる。</p>	<p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
第1項 実施医療機関の長は、記録保存責任者を置かなければならぬ。	該当項目なし
＜第1項＞	
1. 実施医療機関の長は、実施医療機関において保存すべき記録(文書を含む。)の保存に際しては、それぞれの記録ごとに記録保存責任者を定めて保存するものとする。	4.9.4 治験責任医師／治験実施医療機関は、「治験実施のための必須文書」(第8章参照)及び適用される規制要件を遵守して治験に関連する文書を保存するものとする。治験責任医師／治験実施医療機関は、これらの記録が保存義務期間中に紛失又は廃棄されることがないよう措置を講じなければならない。
2. 治験責任医師は、治験の実施に係る文書を実施医療機関の長の指示に従って保存しなければならない。	
3. 前項の記録保存責任者は、次に掲げる第26条の第3項又は第32条第1項から第3項までの規定により実施医療機関等設置治験審査委員会等及び第三者監査委員会から入手した文書：第32条第1項から第3項までの規定により実施医療機関等設置治験審査委員会等及び第三者監査委員会から入手した文書：第32条第1項から第3項までの規定により入手した文書	該当項目なし
4. 治験業の管理その他の治療に係る業務の記録	
1) 原資料	
2) 製剤書又は承認書、同意文書及び説明文書その他この省令の規定により実施医療機関に從事する者が作成した文書又はその写し	4.9.5 必須文書は、当該治験薬のICH地域における最終の製剤(輸入)承認後最低2年間、かつICH地域において当該治験薬に係る製造(輸入)申請が審査中でなくなるまで、又は臨床開発の公式中止後最低2年間、保存するものとする。ただし、これらの文書は、適用される規制要件又は治験依頼者との合意によって必要とされる場合は、これよりも長期間保存するものとする。これらの文書を保存する必要がなくなる時期について治験責任医師／治験実施医療機関に知らせるのは、治験依頼者の責任である。(5.6.12参照)。
3) 治験実施計画書	
4) 治験業の起終	
＜第2項＞	
1. 記録保存責任者は、実施医療機関において保存すべき必須文書を、次の1)又は2)の日のうちいずれか遅い日までの期間保存しなければならない。ただし、治験依頼者又は自ら治験を実施する者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者又は自ら治験を実施する者と協議するものとする。	4.9.6 必須文書は、(当人)申請が審査中でなくなるまで、又は臨床開発の公式中止後最低2年間、保存するものとする。ただし、これらの文書は、適用される規制要件又は治験依頼者との合意によって必要とされる場合は、これよりも长期間保存するものとする。これらの文書を保存する必要がなくなる時期について治験責任医師／治験実施医療機関に知らせるのは、治験依頼者の責任である。(5.6.12参照)。
1) 当該被験薬に係る製剤販売承認日(第24条第2項及び第3項又は第26条の10第2項及び第3項の規定により開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付された旨の通知を受けた場合には開発中止が決定された旨しかし開発の中止若しくは治験の成績が承認申請書に添付された旨の通知を受けた日から3年が経過した日)	
2) 治験の中止又は終了した日	4.9.4 治験責任医師／治験実施医療機関は、「治験実施のための必須文書」(第8章参照)及び適用される規制要件を遵守して治験に関連する文書を保存するものとする。治験責任医師／治験実施医療機関は、これらの記録が保存義務期間中に紛失又は廃棄されることがないよう措置を講じなければならない。
3) 治験の終了後3年が経過した日	
4. 治験医療機関の長又は記録保存責任者は、これらの記録がこの保存義務期間中に紛失又は廃棄されることがないよううに、また求めに応じて提示できるような措置を講じなければならない。	
5) 治験の終了後3年が経過した日	
6) 治験の終了後3年が経過した日	

J-GCP	
第12条 治験責任医師は、次に掲げる要件を満たしてなければならない。 1) 治験を適正に行うことができる十分な教育及び訓練を受け、かつ、十分な臨床経験を有すること。 2) 治験実施計画書、治験実施要書及び第16条第7項又は第26条の2第7項に規定する文書に記載されている治験 3) 治験を行うのに必要な時間的余裕を有すること。	該当項目なし
1 治験責任医師は、教育、訓練及び准拠を有すること。 2 治験を適正に実施しうる者でなければならぬ。また、治験には当該治験に係る全ての資格要件を備えた者でなければならぬ。 3 治験を実施する者は、治験実施計画書及びその他の適切な文書、及び治験分担医師を置く場合に、自ら治験を実施する者による治験におけるモニタリング及び監査並びに規制当局による監察を受け入れなければならない。 4 治験責任医師は、本基準を熟知し、これを遵守しなければならない。	4.1.1 治験責任医師は、教育、訓練及び経験から、治験を適正に実施する責任を負えだけの能力を有し、また適用される規制要件において求められない限りは、最新の履歴書及び(又は)治験依頼者(又は)指揮当局により要求されるその他の適切な文書によってこのことを証明しなければならない。 4.1.3 治験責任医師は、GCP 及び適用される規制要件を熟知し、これを遵守しなければならない。 4.1.4 治験責任医師は、治験実施計画書、最新の治験実施要書、製品情報及び治験依頼者に提供するその他の情報に記載されている、治験薬の適切な使用方法に十分精通していないければならない。 4.1.5 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに規制当局によるモニタリング及び監査並びに規制当局による監察を受け入れなければならない。 4.1.6 治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局のために応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならぬ。 4.1.7 治験責任医師／治験実施医療機関は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、全ての治療関連記録を直接閲覧に供するものとする。 4.9.7 治験責任医師／治験実施医療機関は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、全ての治療関連記録を直接閲覧に供するものとする。
2 治験責任医師は、治験実施計画書、最新的治験実施要書、製品情報及び、第16条第7項又は第26条の2第7項に規定する文書に記載されている治験薬の適切な使用方法に十分精通していなければならぬ。 3 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに治験実施計画書及び監査並びに規制当局によるモニタリング及び監査並びに規制当局による監査を受け入れなければならない。 4 治験責任医師は、治験依頼者による治験においては治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者の協力を得て、治験への参加の同意を得るために用いる説明文書を作成し、必要な場合にはこれを改訂しなければならない(第9条及び第34条第2項参照)。	4.1.1 治験責任医師は、治験実施計画書に十分精通していなければならぬ。 4.1.4 治験責任医師は、モニタリング及び監査並びに規制当局によるモニタリング及び監査並びに規制当局による監査を受け入れなければならない。 4.1.5 治験責任医師は、治験実施計画書及び監査並びに規制当局によるモニタリング及び監査並びに規制当局による監査を受け入れなければならない。 4.1.6 治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局のために応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならぬ。 4.1.7 治験責任医師／治験実施医療機関は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、全ての治療関連記録を直接閲覧に供するものとする。 4.9.7 治験責任医師／治験実施医療機関は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は規制当局の求めに応じ、全ての治療関連記録を直接閲覧に供するものとする。
4 治験責任医師は、治験依頼者による治験においては治験の依頼をしようとする者又は治験依頼者の協力を得て、治験への参加の同意を得るために用いる説明文書を作成し、必要な場合にはこれを改訂しなければならない(第9条及び第34条第2項参照)。	5.15.1 治験依頼者は、治験に関連するモニタリング、監査、治験審査委員会の審査及び規制当局の審査時に治験責任医師／治験実施医療機関が原データ／原資料を直接閲覧に供することについて、治験実施計画書又は他の同意書中に明記されていることを保証しなければならない。 該当項目なし
5 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有しているなければならない。 6 治験責任医師は、合意された期間内に必要段階を経て治験を実施することができるることを過去の実績等により示すことができなければならない。	4.8.1 治験責任医師は、インフォームド・コンセントを取得し、これを文書化する際には、適用される規制要件、GCP 及びヘルシンキ宣言に基づく倫理的原則を遵守するものとする。治験は、治験実施計画書及び他の被験者への説明文書に記載された治験の承認を得て行われなければならない。 該当項目なし 参考
6 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有しているなければならない。	4.8.2 治験責任医師は、インフォームド・コンセントを得た場合には、同意文書及び他の被験者への説明文書を改訂し、予め治験審査委員会の承認を得るものとする。治験に継続して参加するか否かについての被験者の意志に影響を与える可能性のある情報が得られた場合は、これに關して、被験者又はその法定代理人等に時宜を得て知らせなければならない。このような情報の伝達について、これは文書に記録するものとする。
7 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを利用できなければならない。	4.2.1 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の適格なスタッフを確保でき、また適切な医療機器等の利用を可能としなければならない。 4.2.3 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の子午定期間に十分な数の適格なスタッフを確保でき、また適切な医療機器等の利用を可能としなければならない。

J-GCP	ICH-GCP
<p>第3条 治験責任医師は、当該治験に係る治験協力者並存する場合には、分担する業務の一覧表を作成しなければならない。</p> <p>＜第1項＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担を受けなければならない(第36条第2項参照)。 2 治験責任医師の長は、治験責任医師が治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師及び治験協力者に分担するものとする。実施医療機関には、治験責任医師が作成したリストに基づき治験分担医師及び治験協力者を指名するものとする。 3 治験責任医師は、指定した治験協力者による治験依頼者による治験においては、治験依頼者とその相医師との間に、その治験協力者を保持しなければならない。 4 治験責任医師及び治験協力者について十分に説明するとともに、第20条第2項の規定により通知された事項、第26条の6第2項の規定により通知した事項その他の分担させる業務を適正かつ円滑に行なうために必要な情報を提供しなければならない。 <p>＜第2項＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 治験責任医師は、治験分担医師及び治験協力者等に治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。 2 治験責任医師は、自ら治験を実施する者が収集した被験薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験機関に於ける必要的な情報、被験薬について、当該被験薬の副作用によるものと疑われる疾患、障害又は死亡の発生等に該当する事項を知った際に通知した事項等、治験分担医師及び治験協力者に、各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。 3 治験依頼者による治験においても、2の規定は適用されるものである。 	<p>該当項目なし</p> <p>4.1.5 治験責任医師は、治験関連の業務の重要な部分を適切な部分を有する者に分担させた場合には、そのリストを保存するものとする。</p> <p>該当項目なし</p> <p>4.2.4 治験責任医師は、全ての治験補助者に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与えなければならない。</p> <p>該当項目なし</p> <p>該当項目なし</p>

J-GCP	ICH-GCP
<p>第45条 治験責任医師等は、次に掲げるところにより、被験者となるべき者を選定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 倫理的及び科学的理由から、治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、同様の能力等を十分に考慮すること。 2) 同意の能力を欠く者には、被験者となることがやむを得ない場合を除き、選定しないこと。 3) 治験に参加しないことにより不利益を受けるおそれがある者を選定する場合にあっては、当該者の同意が自発的に行われるよう十分な配慮を行うこと。 	該当項目なし
<p>1. 治験責任医師及び治験分担医師は、被験者となるべき者の選定に当たって、人権保護の観点から、及び治療実施計画書に定められた選択基準及び除外基準に基づき、被験者の健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治療責任検討しなければならない。</p> <p>2. 同意の能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者することがやむを得ない場合を除き、原則として被験者としない。</p> <p>3. 「治験に参加しないことにより不当な不利益を受けるおそれがある者」とは、中央薬事審議会答申にある「社会的に弱い立場にある者」の典型例を示したものである。</p> <p>「社会的に弱い立場にある者」とは、参加に伴う利益あるいは参加拒否による上位者の報復を予想することにより、治験への参加の意欲が不當に影響を受ける可能性のある個人。例えば、防護構造を有するグループの構成員（医学生、歯学生、看護学生、薬学生、産科医、産科看護師等）が他の立場にある患者（被験者等）に対して、不治の病に罹患している患者、義理加服収容者、失業者又は貧困者、急状態にある患者、少數民族集団、ホームレス、放浪者、難民、未成年並びに治験参加の同意を表明する能力のない患者等があげられる。</p>	該当項目なし
<p>1.61 社会的に弱い立場にある者 Vulnerable Subjects</p> <p>参加に伴う利益あるいは参加拒否による上位者の報復を予想することにより、治験への参加の意欲が不當に影響を受ける可能性のある個人。例としては、防護構造を有するグループの構成員（医学生、歯学生、看護学生、薬学生、産科医、産科看護師等）が他の立場にある患者（被験者等）に対して、不治の病に罹患している患者、義理加服収容者、失業者又は貧困者、急状態にある患者、少數民族集団、ホームレス、放浪者、難民、未成年並びに治験参加への同意を表明する能力のない患者等があげられる。</p>	該当項目なし
<p>注) 治験責任医師又は治験分担医師は、特に慎重な配慮を払わなければならない（第50～55条参照）。</p>	該当項目なし

J-GCP	ICH-GCP
第45条 治験責任医師等は、治験薬の適正な使用方法を被験者に説明し、かつ、必要に応じ、被験者が治験薬を適正に使用しているかどうかを確認しなければならない。 ＜第1項＞ 1 治験責任医師は、治験薬が承認された治験実施計画書を遵守した方法でのみ使用されることを保証しなければならない。 2 治験責任医師又は治験分担医師は、治験薬の正しい使用方法を各被験者に説明、指示し、当該治療にによって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認するものとする。	該当項目なし 4.6.5 治験責任医師は、治験薬が承認された治験実施計画書を遵守した方法でのみ使用されることを保証しなければならない。 4.6.6 治験責任医師又は治験責任医師／治験実施医療機関の指名した者は、治験薬の正しい使用法を各被験者に説明し、当該治療によって適切な間隔で、各被験者が指示を守っているか否かを確認するものとする。 該当項目なし
2 治験責任医師等は、被験者が他の医師により治療を受けている場合には、被験者が治験に参加する旨を当地他の医師に通知しなければならない。 ＜第2項＞ 1 第2項の趣旨は、被験者が既に受けている治療において投与されている医薬品等との相互作用等による被験者の健康被害を防ぐためのものであること。 2 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいる場合には、主治医に被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。 3 治験実施医療機関及び治験責任医師等は、被験者に生じた有害事象に対して適切な医療が提供されるよう、事前に、必要な措置を講じておかなければならぬ。 4 治験責任医師等は、被験者に有害事象が生じ、治療が必要であると認めたときは、その旨を被験者に通知しなければならない。	該当項目なし 4.3.3 治験責任医師は、被験者に主治医がいる場合には、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせることが望ましい。 該当項目なし
＜第3項＞<第4項> 1 治験責任医師は、治験に開催する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。 2 治験機関の長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に開催した臨床試験上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師等の全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることは、被験者にその旨を伝えなければならない。 3 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、または取り止められた場合に、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払うべきである。	4.3.1 治験責任医師が、治験に開催する医学（又は歯学）的な全ての判断に関する責任を負うものとする。 4.3.2 治験責任医師／治験実施医療機関は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に開催した臨床試験上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。治験責任医師／治験実施医療機関は、併発症に対する医療が必要となつたことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。 4.3.4 被験者には治験の途中で参加を取り止めようとする理由を明らかにする義務はないが、治験責任医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払うべきである。